

資料1 高額医療・高額介護

A) 高額医療・高額介護合算制度のしくみ

		保険者			被保険者				
		木更津市	後期高齢者医療 広域連合	木更津市					
		国民健康保険	後期高齢者医療保険	介護保険					
令和 2年	8月1日	自己負担額は、所得と年齢（70歳未満・70歳～75歳未満）によって違う。高額だった場合、振込口座を申請するよう案内を送付。 木更津市より送付	高額だった場合、振込口座を申請するよう案内を送付。 毎月、集計し、高額な場合、振込口座に入金され、後期高齢者医療給付支給決定通知書を送付し、知らせる。 後期高齢者医療広域連合より送付	高額だった場合、振込口座を申請するよう案内を送付。 毎月、集計し、高額な場合、高額介護（予防）サービス費支給決定通知書を送付し、知らせる。 木更津市より送付	高額だった場合、振込口座を申請するよう案内が届く。事前に申請していた振込口座に入金手続きをしたことのお知らせが届く				
	9月								
	10月								
	11月								
	12月								
令和 3年	1月					一年間	木更津市より送付	後期高齢者医療広域連合より送付	高額だった場合、振込口座を申請するよう案内が届く。事前に申請していた振込口座に入金手続きをしたことのお知らせが届く
	2月								
	3月								
	4月								
	5月								
	6月								
	7月31日								
	8月								
令和 3年	9月	自己負担 合計（8/1-7/31の1年間） —高額療養費支給 合計（同上） —高額介護（予防）サービス費 合計（同上） 合計額が自己負担額を超えた場合、支給対象申請書の送付準備をする。 振込口座はその都度申請してもらう。							
	10月								
	11月								
	12月								
	1月								
令和 4年	2月	申請書を送付	申請書を送付	申請書を送付	振込口座を申請				
	3月								
	4月								
		療養費振り込む	療養費振り込む	療養費振り込む	振込口座に入金				

	国民健康保険特別会計	後期高齢者医療保険特別会計	介護保険特別会計
	一般被保険者高額介護合算療養費		高額医療合算介護サービス費
件数	66件		1,008件
金額	1,250,228円		30,368,000円

※ 後期高齢者医療保険の保険者は、後期高齢者医療広域連合のため、市の特別会計ではわからない

B) 高額介護(予防)サービス費 支給(不支給)決定通知書 裏面

裏面

1. 審査請求について

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日から起算して3か月以内に千葉県介護保険審査会に対して審査請求することが可能です。

住所 千葉県千葉市中央区市場町1-1
電話番号 043-223-2446

また不服の申立については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第17条の規定により、処分庁に(木更津市)を経由してすることも可能です。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、木更津市を被告として提起することができます。

又、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※高額介護(介護予防)サービス費の振込先口座の変更手続きについて※

今回通知した高額介護(介護予防)サービス費の振込先口座は、過去に市に申請のあった口座となっております。口座の変更希望がある場合は、下記までお申し出ください。手続きについてご案内致します。

ただし、今回通知した分に関しては通知どおり支給手続きいたしますので、あらかじめご了承ください。被保険者本人が死亡し振込ができない場合は、相続人を確認でき次第、市からご連絡させていただきます。

木更津市福祉部介護保険課 介護認定給付係
0438-23-7162 (直通)